

J R 東海労働組合関西地「発」第3号
2018年10月18日

株式会社関西新幹線サービック
代表取締役社長 清水 厚真 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 畑野 浩孝

「関西新幹線サービックにおける職場環境改善」の団体交渉開催の申し入れ

貴社におかれましてはご清栄のことと存じ上げます。

J R 東海労働組合新幹線関西地本内の多くの組合員が、出向（専任社員含む）会社で働いております。その中でも、株式会社関西新幹線サービック会社内の各事業所で働く出向者の職場環境が著しく過酷であり、諸問題が発生しております。

よって、下記の内容で申し入れをするので早急に団体交渉を開催し改善されたい。

記

I. 【各事業所の共通項目】

1. 「禁煙・受動喫煙防止」について

昨年度も同様の申し入れをしたが、禁煙、受動喫煙防止は国をあげて取り組まれている。

組合の主張として、「煙草を止めろ」とか個人の趣向の問題について問題にしているのではない。非喫煙者の人権と健康維持について、言ってるのである。非喫煙者にとって重大な問題である。

したがって以下の通り申し入れる。

- (1) 禁煙・受動喫煙について、会社の認識、見解を明らかにすること。
- (2) 清水社長以下、会社幹部は禁煙すること。
- (3) 環境整備で行う従業員用の喫煙所、喫煙ルームの掃除を非喫煙者に掃除させるなど非常識極まりない。喫煙者に行わせること。
- (4) (3) 項について「提案」した者に対して「このような問題を提案したらダメ、他のところでやってくれ」と係長の弁である。如何なものか、見解を示すこと。

2. 「点呼」について

点呼での「語先後礼」を懲罰することを止めるよう、昨年度も同様の申し入れをした。懲罰とはいえ、会社が点呼で行うことは業務命令である。そもそも「礼」を是とし懲罰することは、全体主義を国是とした戦前戦中の軍国主義そのものである。止めること。

3. 年次有給休暇について

8月分の年次有給休暇の申し込みに際し、8月9日～19日の期間について「年休抑制のお願い」という掲示がされた。今後は、このような掲示は行わないこと。仮に年休の申し込み者が多数となり、事業の正常な運営を妨げる場合となった日については抽選とすること。

II. 【鳥飼事業所関係】

1. 労働条件に関する改善要求について

- (1) 作業開始を8時40分からとすること。(8時20分からの点呼は毎回、25分で終わらない。移動時間に食い込んでいるため)
- (2) 現行の作業ダイヤ時間、小A、中A、8両編成小A、中A全て5分間の延長とすること。(見直し点検の時間が無い)
- (3) 連続作業を行うときは、1・2、3・4、5・6番線を使用すること。(中間車両からは約400M歩かなければならない為)
- (4) 車掃作業連続二本以上の作業は止めること。
- (5) 昼休憩時間を、11時～13時以内と設定すること。
- (6) 作業ダイヤ表に書かれている時間が作業開始時間になっているが、到着してドアが空いた時点から作業開始時間とすること。
- (7) 車掃作業時、他の組との隣番線作業は止めること。(道具がひとつしかない為)
- (8) 朝の準備体操は勤務時間内とすること。
- (9) 禁煙者の喫煙ルームの作業は止めること。

2. 設備の改善要求について

- (1) 0番線1ユニットの水場が離れている為、近場に設けること。
- (2) 西詰所の防音対策をすること。
- (3) サービスデッキに置いている、グリーン車用掃除機をハンディ掃除機(コードレス掃除機)に替えること。
- (4) 現行、G車作業員が利用しているハンディ掃除機を軽量で吸引力の強い掃除機に変更すること。
- (5) 番線車掃モップ等を納める箇所を紐でなく、掛け金具に変更すること。

3. その他の改善要求について

- (1) 帰りの2本目回送電車の号車指定を広げること。
- (2) 災害時(地震、台風、その他の天災)に帰宅困難が起きた場合の対応で、タクシー券を配布すること。
- (3) 帰宅困難時、自分が手配した宿泊代を支給すること。
- (4) 残業が発生する場合は、作業員1人1人に聞き取りをし、本人の同意を求めること。
- (5) 熱中症対策でポカリスエット飲料水(スポーツドリンク)等を詰所に常備すること。
- (6) 翌日作業勤務分担表を前日の昼までに公表すること。

- (7) 一日の作業本数は8本以下とすること。一本増えることに手当(一本500円)を設けること。
- (8) 便洗作業は汚損手当(一日300円)を設けること。
- (9) 二階の詰め所を拡大されたい、夕方になったら長椅子に座れなく立っている為。作業が終わったら三階の詰め所に上がるようにすること。
- (10) 朝の作業準備(クロス洗い)時間を10分設けること。
- (11) クリップライトをもっと明るい物に変更すること。
- (12) 東・西詰所内の一部監視カメラの向きが作業者に向けられている為変えること。

Ⅲ.【新大阪第一事業所関係】

1. 職場環境について

- (1) お盆の多客輸送で1, 2番線、3, 4番線とも臨時便を含めて箱作業、検修担務作業を含めて10本以上の連続作業が発生した。なんと4時間前後の連続作業であって常識的に肉体の限界を超えた作業であった。今後の多客期を展望したとき何らかの対応が必要だと考えるが認識を示すこと。
- (2) 守衛より奥、つまりグリーンゾーンより内側のセキュリティ扉は不必要である。撤去すること。
- (3) 従業員が利用する便所の掃除は女性用は女性が、男性用は男性が行うようにすること。
- (4) シャワー室の掃除も上記(3)と同様とすること。
- (5) 待機時間と休憩時間が連動した場合、休憩時間にこだわらず昼食を摂ることを認めること。
- (6) 勤務時間外でセキュリティ錠・カードの受け渡しを行い、時間の記入を指示しているが、勤務時間外でのセキュリティ錠・カードの受け取りを指示するのであれば、相応な超過勤務手当をつけること。
- (7) 各作業番線のすべての待機場所に冷風機を設置すること。
- (8) 最終終了作業時間から終了点呼までを余裕のある時間に設定にすること。

2. その他の改善要求について

9月24日、「サービック清掃の日」を行った。3.4番線は臨時便が6本で必要な要員を確保しなければならぬにも関わらず、要員不足で「喫煙ルームの担務A」2名が不足し変則的な配置を行った。必要な要員を確保できなかったことは極めて異例な事態であり遺憾なことである。しかし、その他方で「サービック清掃の日」に対応するために「休日出勤」までさせるといふ、まさに本来業務そっちのけの本末転倒の事態であった。社長も来所し、所長以下大量の要員を確保した「サービック清掃の日」はいったい何なのか、猛省を求める。見解を明らかにすること。

IV. 【新大阪第二事業所関係】

1. 職場環境について

- (1) 昼食時に風呂場や長いすで食事している。男子更衣室内に個室の休憩室を設けること。
- (2) 昼食時に会議室を開放し食事ができるようにすること。
- (3) 寝室のベットを新調すること。
- (4) シーツは毎日交換できるようにすること。
- (5) 幹1ホームでクロス等を洗う水場が1カ所しかなく不便である増設すること。
- (6) 幹3ホーム東端からダストシュートに繋がる間に屋根がなく、雨の日はずぶ濡れになる屋根を設けるようJRに申し入れること。
- (7) ゴミ回収用台車を故障がなく、運搬がスムーズにできる（タイヤが大きい）台車に新調すること。
- (8) 出向者にも雪落とし作業手当を支給すること。
- (9) 出向者にもチーフ手当を支給すること。
- (10) 清掃依頼作業（嘔吐等）に手当（1回500円）を支給すること。
- (11) ホール内の喫煙ルームの掃除は喫煙者に行わせること。
- (12) ホール内トイレの掃除は女性用は女性が、男性用は男性が行うようにすること。
- (13) ダイヤ改正の度に列車本数が多くなり、また、外国人旅客が増大する中で多客期のみならず毎日のゴミの量が著しく多くなっている。ゴミ回収要員として毎日徹夜波動を確保すること。

以上